

大分大学研究マネジメント機構実務統括本部細則

令和3年9月28日制定

令和3年細則第24号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学研究マネジメント機構規程（令和3年規程第30号）第9条第2項の規定により、大分大学研究マネジメント機構（以下「機構」という。）における効率的・効果的な計画立案、戦略策定及び意思決定を推進することを目的として設置する大分大学研究マネジメント機構実務統括本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究推進、産学官連携及び研究支援に係る戦略の立案に関すること。
- (2) 研究及び産学官連携に関する中期計画の進捗状況の把握並びにその実施に係る支援に関すること。
- (3) 研究及び産学官連携の内容並びに研究組織に係る大分大学（以下「本学」という。）の基本方針の検討に関すること。
- (4) 研究推進、産学官連携及び研究支援に係る取組の支援に関すること。
- (5) 研究及び産学官連携の環境の整備に係る全学的な取組の企画立案に関すること。
- (6) 機構の各センター間の情報共有に関すること。
- (7) その他本学の研究推進、産学官連携及び研究支援の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 学長が指名する副学長、学長特命補佐又は学長補佐
- (4) 各センター長
- (5) 産学官連携部門長
- (6) 知的財産管理部門長
- (7) IRセンターの教員
- (8) 研究推進部長
- (9) その他機構長が必要と認める者

2 前項第3号、第7号及び第9号の構成員は、機構長が指名する。

(本部長)

第4条 本部長は、本部の業務を掌理する。

2 本部長は、機構長をもって充てる。

(副本部長)

第5条 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職

務を代行する。

- 2 副本部長は、副機構長をもって充てる。

(本部連絡会)

第6条 第2条各号に規定する本部の業務を遂行するため、本部連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- 2 連絡会は、第4条第1項各号に掲げる者をもって構成する。
- 3 連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

(URA室)

第7条 本部に、URA室を置く。

- 2 URA室は、機構における研究資金の獲得及び管理運営の支援等を行う。
- 3 URA室は、リサーチ・アドミニストレーターをもって構成する。
- 4 URA室に室長を置き、前項の構成員のうちから、機構長が指名する。
- 5 室長は、URA室の業務を掌理する。
- 6 室長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第8条 本部に関する事務は、研究推進部産学連携課の協力の下、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年研究マネジメント機構細則第1号）

この細則は、令和6年6月11日から施行する。